京都総合法律事務所主催 京都の士業・企業様向けセミナー 対応待ったなし!義務化への準備はお済みですか?

最高裁判決最速解説・2021年法対応

同一労働同一賃金

判例をふまえた待遇差是正の実務

2021年4月より中小企業でもいわゆる「同一労働同一賃金」への対応が必須となります。どこまでどの程度の待遇差の是正が必要なのか不透明な中、重要な最高裁判決が示されつつあります。本セミナーでは判例をふまえ、いよいよ待ったなしの同一労働同一賃金への対応方法について、コンパクトに解説します。

講師紹介

日時・会場



京都総合法律事務所

パートナー弁護士 伊山 正和

労務・労働問題を中心に企業活動や社会活動に伴う法律 諸問題への対策・対応に注力しています。

今回のテーマである同一労働同一賃金への本格対応のための留意事項について、直近に示された最高裁判決を踏まえながら解説させていただきます。

参加費 2,000円 (稅込)

顧問先2名様まで 無料

11/10(火)16:00~18:00

会場:京都総合法律事務所(受付:5階)



このようなお考えの京都の士業・企業の方々にご参加をお勧めいたします

- ☑ 待遇差について判断した最高裁の判決解説をまとめて押さえたい
- ☑ 判決を踏まえて2021年4月までに自社で実施すべきことを知りたい
- ▼ リスクがないように法改正に対応したい

参加をご希望の方は、下記の枠内をご記入のうえ、FAXもしくはお電話にてお申込み下さい。 右下にございますQRコードからもお申込みいただけます、 締切:11月6日(金) FAX: 075-256-2561 TEL:075-256-2560

貴	社	名		ご芳名
١J	住	所		
١J	連絡	先	[TEL]	[FAX]
Е×	ールアド	レス		@

	##	40	
57	ŊŦ		5
<u> 22</u>			
	ж.		2